



クシェアリングに資する、ということを実確なものとしていくためには、まず、日本自らが、より一層、審査の質を高め、他国で覆ることのない安定した権利をタイムリーに付与していくことが必須ですし、また、PPHへの参加国を拡大していくためにも、国際対話を深め、新興国への人材育成も含めた国際協力が欠かせないものです。

また、そのような世界に冠たる特許庁となるためには、私達、審査・審判官が高い能力を発揮していくことが求められますが、そのためにも、また、ユーザーの皆様への情報提供等サービスの向上を実現するためにも、それらを支えるIT環境の充実、整備が必須であります。平成16年に公表しました「特許庁業務・システム最適化計画」は、その後、上手く進まず、開発が遅延し、昨年(24年)1月に中断に至り、皆様にも大変ご迷惑、ご心配をおかけしました。しかし、その後、計画の再構築に取り組み、本年3月15日に、改定最適化計画を決定いたしました。本特技懇メンバーも多くの方が、その改定計画の下、「二度と失敗しない」という強い信念、覚悟をもって、日夜頑張ってお

ります。是非、引き続きまして応援の程、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本年7月に行われました特許庁の組織改正についてであります。それにより、意匠課・意匠審査部門が、従前の審査業務部から、審査第一部に移り、調整課、特許審査部門と一緒に部で仕事を進めていく体制となりました。特許と意匠、同じ経済産業技官であり、同じ本日の特技懇のメンバーであり、またこれまでも特許審査官と意匠審査官との若干名の人事交流はありましたが、基本的には、それぞれ独立して審査施策等を進めてきました。そのため、意匠部門は、審判等も含め全員で70名前後という非常に小さな体制で、意匠制度・運用、そして意匠審査を必死に支えてきたわけでありました。しかしながら、意匠制度もハーグ協定への加盟も含め、特許と同様に国際的に大きく展開して行かなくてはならない時代となっています。また、企業においても特許戦略と意匠戦略の融合化が進み、事業起点型での知財戦略が打ち立てられる時代となっています。したがって、特許庁においても特許部門と意匠部門が一緒になって、大きな組織の中で共に各種施策に取り組んでいこうとなったわけでありました。本日は、新体制での初めての特技懇パーティーということで、より記念すべきものとなりました。特許と意匠の審査官がともに集う場として長い歴史を持ちますこの特技懇の役割にも、益々大きな期待を寄せるものです。

以上、少し長い挨拶になりましたが、特許も意匠も、特技懇メンバー一丸となって知財立国としての地位を不動のものと確立していくべく、頑張ってお参ります。最後に、本日までご参加いただきました皆様の益々のご健勝とご発展を祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

